別表2

身体障害者程度等級表（身体障害者福祉法施行規則 別表第５号）

級　別			１　級	２　級
視覚障害			（視力障害） 視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が 0.01 以下のもの	（視力障害） １.視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ２.視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの （視野障害） ３.周辺視野角度（I/4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（I/2 視標による。以下同じ。）が 28 度以下のもの ４.両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害			両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）
	平　衡機能障害			
音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障害				
肢体不自由	上　肢		１.両上肢の機能を全廃したもの ２.両上肢を手関節以上で欠くもの	１.両上肢の機能の著しい障害 ２.両上肢のすべての指を欠くもの ３.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの ４.一上肢の機能を全廃したもの
	下　肢		１.両下肢の機能を全廃したもの ２.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	１.両下肢の機能の著しい障害 ２.両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
	体　幹		体幹の機能障害により坐っていることができないもの	１.体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの ２.体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
内部障害	心臓機能障害		心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	じん臓機能障害		じん臓の機能の障害により自己の身辺の日生活活動が極度に制限されるもの	
	呼吸器機能障害		呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	ぼうこう又は直腸の機能障害		ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される	

		もの	
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
級　別		３　級	４　級
視覚障害		（視力障害） １.視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） ２.視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの （視野障害） ３.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ４.両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	（視力障害） １.視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） ２.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの ３.両眼開放視認点数が 70 点以下のもの
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	１.両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） ２.両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの
	平　衡機能障害	平衡機能の極めて著しい障害	
音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又は、そしゃく機能の著しい障害
肢体不自由	上　肢	１.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ２.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ３.一上肢の機能の著しい障害 ４.一上肢のすべての指を欠くもの ５.一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	１.両上肢のおや指を欠くもの ２.両上肢のおや指の機能を全廃したもの ３.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの ４.一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ５.一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ６.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの ７.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの ８.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
	下　肢	１.両下肢をショパー関節以上で欠くもの ２.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ３.一下肢の機能を全廃したもの	１.両下肢のすべての指を欠くもの ２.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの ３.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの

				4.一下肢の機能の著しい障害 5.一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して 10 センチメートル以上又は健側の長さの 10 分の1以上短いもの
	体　幹		体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
内部障害	心臓機能障害		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸の機能障害		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓機能障害		肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

級　別		５　級	６　級
視覚障害		（視力障害） 1.視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの （視野障害） 2.両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの 3.両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4.両眼開放視認点数 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5.両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	（視力障害） 視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの
聴覚又は平	聴覚障害		1.両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの

級　別			５　級	６　級
衡機能障害				（40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2.一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの
	平　衡機能障害		平衡機能の著しい障害	
音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障害				
肢体不自由	上　肢		1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1.一上肢のおや指の機能の著しい障害 2.ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの
	下　肢		1.一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの 15 分の1以上短いもの	1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障害
	体　幹		体幹機能の著しい障害	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの
		移動機能	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
内部障害	心臓機能障害			
	じん臓機能障害			
	呼吸器機能障害			
	ぼうこう又は直腸の機能障害			
	小腸機能障害			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			
	肝臓機能障害			

１０．資料（別表２：身体障害者程度等級表）

<table>
<tr><th colspan="3">級　別</th><th>７　級</th></tr>
<tr><td colspan="3">視覚障害</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">聴覚又は平衡機能障害</td><td>聴覚障害</td><td></td></tr>
<tr><td>平　衡機能障害</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障害</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">肢体不自由</td><td colspan="2">上　肢</td><td>1.一上肢の機能の軽度の障害
2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害
3.一上肢の手指の機能の軽度の障害
4.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害
5.一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの
6.一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">下　肢</td><td>1.両下肢のすべての指の機能の著しい障害
2.一下肢の機能の軽度の障害
3.一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害
4.一下肢のすべての指を欠くもの
5.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの
6.一下肢が健側に比して 3 センチメートル以上又は健側の長さの 20 分の1以上短いもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">体　幹</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td><td>上肢機能</td><td>上肢に不随意運動・失調等を有するもの</td></tr>
<tr><td>移動機能</td><td>下肢に不随意運動・失調等を有するもの</td></tr>
<tr><td rowspan="6">内部障害</td><td colspan="2">心臓機能障害</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">じん臓機能障害</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">呼吸器機能障害</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ぼうこう又は直腸の機能障害</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小腸機能障害</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td><td></td></tr>
</table>

※身体障害者手帳の交付は、１級～６級までです。

備考	１．同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、１級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 ２．肢体不自由においては、７級に該当する障害が二以上重複する場合は、６級とする。 ３．異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 ４．「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第１指骨間関節以上を欠くものをいう。

	５．「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 ６．上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 ７．下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

別表3　日常生活用具一覧

1. 介護・訓練支援用具				
種　目	給付等の対象	性　能	耐用年数	限度額（円）
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上の障害者 寝たきりの状態にある難病患者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	８年	154,000
特殊マット	重度知的障害者（児） 下肢又は体幹機能障害２級以上の児童（原則として３歳以上） 下肢又は体幹機能障害１級で、常時介護を要する障害者 寝たきりの状態にある難病患者	褥瘡（じょくそう）の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	５年	19,600
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級で、常時介護を要する障害者（児）（原則として学齢児以上の者） 自力で排尿できない難病患者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	５年	67,000
入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上で、入浴に介助を要する障害者（児）（原則として３歳以上の者）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	５年	82,400
体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上で、下着交換等に介助を要する障害者（児）（原則として学齢児以上の者） 寝たきりの状態にある難病患者	介助者が障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	５年	15,000
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の障害者（児）（原則として３歳以上の者） 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	介護者が容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型等住宅改修を伴うものを除く。	４年	159,000
訓練椅子	下肢又は体幹機能障害２級以上の児童（原則として３歳以上の者）	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	５年	33,100
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上の児童（原則として学齢児以上の者） 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	８年	159,200

2. 自立生活支援用具				
種　目	給付等の対象	性　能	耐用年数	限度額（円）
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者（児）で、入浴に介助を要するもの（原則として３歳以上の者） 入浴に介助を要する難病患者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	８年	90,000
便器	下肢又は体幹機能障害２級以上の障害者（児）（原則として学齢児以上の者） 常時介護を要する難病患者	容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	８年	4,450
T 字状・棒状のつえ	移動等において介助を必要とする障害者（児）（原則として３歳以上の者）	容易に使用し得るもの	３年	木製　2,266 軽金属製 3,090
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする障害者（児）（原則として３歳以上の者）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア　必要な強度と安全性を有するもの イ　転倒防止、立ち上がり動作補助、移乗動作補助段差解消等の用具とする。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	８年	60,000
車椅子用段差昇降機	常時車椅子を使用する者	地面と屋内床面の高低差が１ｍ程度の場合において、車椅子に乗ったままの状態で昇降可能なもの	１０年	260,000
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある者 重度知的障害者（児）又は精神障害者（児）で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	３年	スポンジ・革 12,768 スポンジ・革・プラスチック 30,870
特殊便器	重度知的障害者（児）で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの 上肢障害２級以上の障害者（児）（原則として学齢児以上の者） 上肢機能に障害がある難病患者	足踏みペダルで温水温風を出すことができるもの及び知的障害者（児）を介護するものが容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	８年	151,200

１０.資料（別表３：日常生活用具一覧表）

2. 自立生活支援用具				
種　目	給付等の対象	性　能	耐用年数	限度額（円）
トイレチェアー	頚髄損傷等により、通常の便座上では座位を保てない者	椅子用の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの	８年	81,000
火災警報器	重度知的障害者（児） 身体障害２級以上の障害者（児）で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	８年	15,500
自動消火器	重度知的障害者（児） 身体障害２級以上の障害者（児）及び難病患者で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの （障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	８年	28,700
電磁調理器	重度知的障害者 ２級以上の視覚障害者で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	容易に使用し得るもの	６年	41,000
歩行時間延長信号機用小型送信器	２級以上の視覚障害者（児）（原則として学齢児以上の者）	容易に使用し得るもの	１０年	7,000
視覚障害者用誘導装置	視覚障害者であって、音声による誘導を必要とする者	音声による目的物（位置）等の確認が可能となるもの	１０年	56,000
携帯用 信号装置	聴覚障害者（児）であって、視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができない者	送信機と受信機を１組とし、送信機による合図（呼出し）が触覚等により知覚できるもので携帯可能なもの	１０年	18,000
聴覚障害者用屋内信号装置	２級の聴覚障害者 （聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。）	音・音声等を、視覚や触覚等により知覚できるもの	１０年	87,400

3. 在宅療養等支援用具				
種　目	給付等の対象	性　能	耐用年数	限度額（円）
透析液加温器	腎臓機能障害３級以上で、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者 腎臓機能障害３級以上の障害児（原則として３歳以上の者）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	５年	51,500
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の障害者（児）で、必要と認められるもの（原則として学齢児以上の者） 呼吸器機能に障害のある難病患者	容易に使用し得るもの	５年	36,000
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の障害者（児）で、必要と認められるもの（原則として学齢児以上の者） 呼吸器機能に障害のある難病患者	容易に使用し得るもの	５年	56,400
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもの	５年	157,500
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	容易に使用し得るもの	１０年	17,000
盲人用体温計（音声式）	２級以上の視覚障害者（児）（原則として学齢児以上の者で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	容易に使用し得るもの	５年	9,000
盲人用体重計	２級以上の視覚障害者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	容易に使用し得るもの	５年	18,000

１０.資料（別表３：日常生活用具一覧表）

4. 情報･意思疎通支援用具				
種　目	給付等の対象	性　能	耐用年数	限度額（円）
携帯用 会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者（児）又は肢体不自由者（児）で、発声・発語に著しい障害を有するもの（原則として学齢児以上の者）	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、容易に使用し得るもの	５年	98,800
情報・通信 支援用具	上肢障害２級以上の障害者及び２級以上の視覚障害者	上肢障害者 １　インテリキー（障害に合わせることができる大型キーボード） ２　ジョイスティック（マウスが使えない者のための操作棒） 視覚障害者 １　視覚障害者用ワープロアプリケーションソフト（入力文字を音声化するソフト） ２　画面拡大ソフト（強度の弱視者用に文字等を拡大するソフト） ３　画面音声化ソフト（画面の文字を音声化するソフト）	―	100,000
点字ディスプレイ	視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級以上の重複障害者で、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	６年	383,500
点字器	２級以上の視覚障害者（児）	点字を打つためのもので点字版及び定規からなるもの。点筆も附属品として含まれる	標準型 ７年 携帯用 ５年	標準型Ａ 10,712 標準型Ｂ 6,798 携帯用Ａ 7,416 携帯用Ｂ 1,699
点字タイプライター	２級以上の視覚障害者（児）で、就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの	容易に使用し得るもの	５年	63,100

4. 情報・意思疎通支援用具				
種　目	給付等の対象	性　能	耐用年数	限度額（円）
視覚障害者用ポータブルレコーダー	２級以上の視覚障害者（児）（原則として学齢児以上の者）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能であって、容易に使用し得るもの	６年	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000
視覚障害者用活字文書読上げ装置	２級以上の視覚障害者（児）（原則として学齢児以上の者）	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有し、容易に使用し得るもの	６年	99,800
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者（児）で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの 原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像や文字等をモニターに映し出せるもの	８年	198,000
盲人用時計	２級以上の視覚障害者 音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため、原則、触読式時計の使用が困難な者	容易に使用し得るもの	１０年	触読式 10,300 音声式 13,300
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者（児）又は発声・発語に著しい障害を有する者（児童）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの（原則として学齢児以上の者で、電話（難視聴用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	一般の電話機に接続ができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、容易に使用し得るもの	５年	71,000
文字放送ラジオ	聴覚障害者であって、文字による情報を必要とする者	FM 文字多重放送の受信が可能なもの	５年	23,000
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画像に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信でき、容易に使用し得るもの	６年	88,900

１０.資料（別表３：日常生活用具一覧表）

4. 情報･意思疎通支援用具				
種　目	給付等の対象	性　能	耐用年数	限度額（円）
人工喉頭 （笛式･電動式）	喉頭摘出による音声・言語機能障害３級以上の障害者（児）	笛式　呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式　顎下部等にあてた電動版を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 ４年 電動式 ５年	笛式 5,150 電動式 72,203
人工喉頭 （埋込型用人工鼻）	喉頭摘出者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用する者	障害者が容易に使用し得るもの	―	23,760
福祉電話 （貸与）	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として２級以上）で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	容易に使用し得るもの	―	83,300
ファックス （貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害３級以上で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの（電話（難視聴用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	容易に使用し得るもの	―	7,700
視覚障害者用ワードプロセッサー （共同利用）	視覚障害者（児） （原則として学齢児以上の者）	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	―	1,030,000
点字図書	情報の入手を主に点字によっている視覚障害者（児）	点字により作成された図書	―	点字図書価格

5. 排泄管理支援用具				
種　目	給付等の対象	性　能	耐用年数	限度額（円）
ストマ装具 （ストマ用品、洗腸用具、ケア用品等）	ストマ造設者（者・児）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋（蓄尿袋は、尿処理用のキャップ付き）とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。洗腸用具、皮膚保護剤、袋を体に密着させるものなどのケア用品を含む。	―	蓄便袋 8,858 蓄尿袋 11,639
紙おむつ等 （紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品）	ストマの変形等によりストマ装具を装着することができない者（児） 二分脊椎による排尿機能障害又は排便機能障害者（児） ２級以上の脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者（児） （原則として３歳以上のもの）	紙おむつ、サラシ、ガーゼ、洗腸装具	―	おむつ等 12,000
収尿器	高度の排尿機能障害者	男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるもの（ラテックス製又はゴム製）	―	男性用 ・普通型 7,931 ・簡易型 5,871
		女性用 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの又はポリエチレン製の採尿袋（導尿ゴム管付）	―	女性用 ・普通型 8,755 ・簡易型 6,077

6. 住宅改修費				
種　目	給付等の対象	性　能	耐用年数	限度額（円）
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する３級以上の障害者（児） 特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害２級以上の者下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	―	200,000

別表4　　小児慢性特定疾病児童等日常生活用具一覧表

種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額(円)
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）	８年	4,900
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	５年	21,560
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペタルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年	166,320
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	８年	169,400
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア　小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ　転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	８年	66,000
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	８年	99,000
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	５年	73,700
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	５年	16,500

１０.資料（別表４：小児慢性特定疾病児童等日常生活用具一覧表）

種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額(円)
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	５年	77,440
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	３年	13,380
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	５年	62,040
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	１年	22,000
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者。	紫外線をカットできるもの	１か月	3,465
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	５年	39,600
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	５年	173,250
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	１か月	9,460
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	１か月	12,430
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	１か月	10,725

令和元年７月１日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（３６１疾病）

※ 新たに対象となる疾病（３疾病）
△ 表記が変更された疾病（１疾病）
○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（２９疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	46	カーニー複合
2	アイザックス症候群	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
3	ＩｇＡ腎症	48	潰瘍性大腸炎
4	ＩｇＧ４関連疾患	49	下垂体前葉機能低下症
5	亜急性硬化性全脳炎	50	家族性地中海熱
6	アジソン病	51	家族性良性慢性天疱瘡
7	アッシャー症候群	52	カナバン病
8	アトピー性脊髄炎	53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
9	アペール症候群	54	歌舞伎症候群
10	アミロイドーシス	55	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
11	アラジール症候群	56	カルニチン回路異常症
12	アルポート症候群	57	加齢黄斑変性 ○
13	アレキサンダー病	58	肝型糖原病
14	アンジェルマン症候群	59	間質性膀胱炎（ハンナ型）
15	アントレー・ビクスラー症候群	60	環状20番染色体症候群
16	イソ吉草酸血症	61	関節リウマチ
17	一次性ネフローゼ症候群	62	完全大血管転位症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	63	眼皮膚白皮症
19	１ｐ36欠失症候群	64	偽性副甲状腺機能低下症
20	遺伝性自己炎症疾患	65	ギャロウェイ・モワト症候群
21	遺伝性ジストニア	66	急性壊死性脳症 ○
22	遺伝性周期性四肢麻痺	67	急性網膜壊死 ○
23	遺伝性膵炎	68	球脊髄性筋萎縮症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	69	急速進行性糸球体腎炎
25	ウィーバー症候群	70	強直性脊椎炎
26	ウィリアムズ症候群	71	巨細胞性動脈炎
27	ウィルソン病	72	巨大静脈奇形（頚部口腔咽頭びまん性病変）
28	ウエスト症候群	73	巨大動静脈奇形（頚部顔面又は四肢病変）
29	ウェルナー症候群	74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
30	ウォルフラム症候群	75	巨大リンパ管奇形（頚部顔面病変）
31	ウルリッヒ病	76	筋萎縮性側索硬化症
32	HTLV－１関連脊髄症	77	筋型糖原病
33	ＡＴＲ－Ｘ症候群	78	筋ジストロフィー
34	ＡＤＨ分泌異常症	79	クッシング病
35	エーラス・ダンロス症候群	80	クリオピリン関連周期熱症候群
36	エプスタイン症候群	81	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
37	エプスタイン病	82	クルーゾン症候群
38	エマヌエル症候群	83	グルコーストランスポーター１欠損症
39	遠位型ミオパチー	84	グルタル酸血症1型
40	円錐角膜 ○	85	グルタル酸血症2型
41	黄色靭帯骨化症	86	クロウ・深瀬症候群
42	黄斑ジストロフィー	87	クローン病
43	大田原症候群	88	クロンカイト・カナダ症候群
44	オクシピタル・ホーン症候群	89	痙攣重積型（二相性）急性脳症
45	オスラー病	90	結節性硬化症

令和元年７月１日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（３６１疾病）

※ 新たに対象となる疾病（３疾病）
△ 表記が変更された疾病（１疾病）
○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（２９疾病）

番号	疾病名		番号	疾病名	
91	結節性多発動脈炎		136	シェーグレン症候群	
92	血栓性血小板減少性紫斑病		137	色素性乾皮症	
93	限局性皮質異形成		138	自己貪食空胞性ミオパチー	
94	原発性局所多汗症	○	139	自己免疫性肝炎	
95	原発性硬化性胆管炎		140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	
96	原発性高脂血症		141	自己免疫性溶血性貧血	
97	原発性側索硬化症		142	四肢形成不全	○
98	原発性胆汁性胆管炎		143	シトステロール血症	
99	原発性免疫不全症候群		144	シトリン欠損症	
100	顕微鏡的大腸炎	○	145	紫斑病性腎炎	
101	顕微鏡的多発血管炎		146	脂肪萎縮症	
102	高ＩｇＤ症候群		147	若年性特発性関節炎	
103	好酸球性消化管疾患		148	若年性肺気腫	
104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症		149	シャルコー・マリー・トゥース病	
105	好酸球性副鼻腔炎		150	重症筋無力症	
106	抗糸球体基底膜腎炎		151	修正大血管転位症	
107	後縦靭帯骨化症		152	ジュベール症候群関連疾患	
108	甲状腺ホルモン不応症		153	シュワルツ・ヤンペル症候群	
109	拘束型心筋症		154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	
110	高チロシン血症1型		155	神経細胞移動異常症	
111	高チロシン血症2型		156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	
112	高チロシン血症3型		157	神経線維腫症	
113	後天性赤芽球癆		158	神経フェリチン症	
114	広範脊柱管狭窄症		159	神経有棘赤血球症	
115	膠様滴状角膜ジストロフィー	※	160	進行性核上性麻痺	
116	抗リン脂質抗体症候群		161	進行性骨化性線維異形成症	
117	コケイン症候群		162	進行性多巣性白質脳症	
118	コステロ症候群		163	進行性白質脳症	
119	骨形成不全症		164	進行性ミオクローヌスてんかん	
120	骨髄異形成症候群	○	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	
121	骨髄線維症	○	166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	
122	ゴナドトロピン分泌亢進症		167	スタージ・ウェーバー症候群	
123	５ｐ欠失症候群		168	スティーヴンス・ジョンソン症候群	
124	コフィン・シリス症候群		169	スミス・マギニス症候群	
125	コフィン・ローリー症候群		170	スモン	○
126	混合性結合組織病		171	脆弱X症候群	
127	鰓耳腎症候群		172	脆弱Ｘ症候群関連疾患	
128	再生不良性貧血		173	成人スチル病	
129	サイトメガロウィルス角膜内皮炎	○	174	成長ホルモン分泌亢進症	
130	再発性多発軟骨炎		175	脊髄空洞症	
131	左心低形成症候群		176	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	
132	サルコイドーシス		177	脊髄髄膜瘤	
133	三尖弁閉鎖症		178	脊髄性筋萎縮症	
134	三頭酵素欠損症		179	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	
135	CFC症候群		180	前眼部形成異常	

令和元年７月１日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（３６１疾病）

※ 新たに対象となる疾病（３疾病）
△ 表記が変更された疾病（１疾病）
○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（２９疾病）

番号	疾病名		番号	疾病名	
181	全身性エリテマトーデス		226	遅発性内リンパ水腫	
182	全身性強皮症	△	227	チャージ症候群	
183	先天異常症候群		228	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	
184	先天性横隔膜ヘルニア		229	中毒性表皮壊死症	
185	先天性核上性球麻痺		230	腸管神経節細胞僅少症	
186	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症		231	TSH分泌亢進症	
187	先天性魚鱗癬		232	TNF受容体関連周期性症候群	
188	先天性筋無力症候群		233	低ホスファターゼ症	
189	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症		234	天疱瘡	
190	先天性三尖弁狭窄症		235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	
191	先天性腎性尿崩症		236	特発性拡張型心筋症	
192	先天性赤血球形成異常性貧血		237	特発性間質性肺炎	
193	先天性僧帽弁狭窄症		238	特発性基底核石灰化症	
194	先天性大脳白質形成不全症		239	特発性血小板減少性紫斑病	
195	先天性肺静脈狭窄症		240	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	
196	先天性風疹症候群	○	241	特発性後天性全身性無汗症	
197	先天性副腎低形成症		242	特発性大腿骨頭壊死症	
198	先天性副腎皮質酵素欠損症		243	特発性多中心性キャッスルマン病	
199	先天性ミオパチー		244	特発性門脈圧亢進症	
200	先天性無痛無汗症		245	特発性両側性感音難聴	
201	先天性葉酸吸収不全		246	突発性難聴	○
202	前頭側頭葉変性症		247	ドラベ症候群	
203	早期ミオクロニー脳症		248	中條・西村症候群	
204	総動脈幹遺残症		249	那須・ハコラ病	
205	総排泄腔遺残		250	軟骨無形成症	
206	総排泄腔外反症		251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	
207	ソトス症候群		252	22q11.2欠失症候群	
208	ダイアモンド・ブラックファン貧血		253	乳幼児肝巨大血管腫	
209	第14番染色体父親性ダイソミー症候群		254	尿素サイクル異常症	
210	大脳皮質基底核変性症		255	ヌーナン症候群	
211	大理石骨病		256	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症	
212	ダウン症候群	○	257	脳腱黄色腫症	
213	高安動脈炎		258	脳表ヘモジデリン沈着症	
214	多系統萎縮症		259	膿疱性乾癬	
215	タナトフォリック骨異形成症		260	嚢胞性線維症	
216	多発血管炎性肉芽腫症		261	パーキンソン病	
217	多発性硬化症／視神経脊髄炎		262	バージャー病	
218	多発性軟骨性外骨腫症	○	263	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	
219	多発性嚢胞腎		264	肺動脈性肺高血圧症	
220	多脾症候群		265	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	
221	タンジール病		266	肺胞低換気症候群	
222	単心室症		267	ハッチンソン・ギルフォード症候群	※
223	弾性線維性仮性黄色腫		268	バッド・キアリ症候群	
224	短腸症候群	○	269	ハンチントン病	
225	胆道閉鎖症		270	汎発性特発性骨増殖症	○

令和元年７月１日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（３６１疾病）

※ 新たに対象となる疾病（３疾病）
△ 表記が変更された疾病（１疾病）
○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（２９疾病）

番号	疾病名	
271	ＰＣＤＨ19関連症候群	
272	非ケトーシス型高グリシン血症	
273	肥厚性皮膚骨膜症	
274	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	
275	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	
276	肥大型心筋症	
277	左肺動脈右肺動脈起始症	
278	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	
279	ビタミンＤ抵抗性くる病/骨軟化症	
280	ビッカースタッフ脳幹脳炎	
281	非典型溶血性尿毒症症候群	
282	非特異性多発性小腸潰瘍症	
283	皮膚筋炎／多発性筋炎	
284	びまん性汎細気管支炎	○
285	肥満低換気症候群	○
286	表皮水疱症	
287	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	
288	VATER症候群	
289	ファイファー症候群	
290	ファロー四徴症	
291	ファンコニ貧血	
292	封入体筋炎	
293	フェニルケトン尿症	
294	フォンタン術後症候群	※ ○
295	複合カルボキシラーゼ欠損症	
296	副甲状腺機能低下症	
297	副腎白質ジストロフィー	
298	副腎皮質刺激ホルモン不応症	
299	ブラウ症候群	
300	プラダー・ウィリ症候群	
301	プリオン病	
302	プロピオン酸血症	
303	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	
304	閉塞性細気管支炎	
305	β-ケトチオラーゼ欠損症	
306	ベーチェット病	
307	ベスレムミオパチー	
308	ヘパリン起因性血小板減少症	○
309	ヘモクロマトーシス	○
310	ペリー症候群	
311	ペルーシド角膜辺縁変性症	○
312	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	
313	片側巨脳症	
314	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	
315	芳香族L－アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	

番号	疾病名	
316	発作性夜間ヘモグロビン尿症	
317	ポルフィリン症	
318	マリネスコ・シェーグレン症候群	
319	マルファン症候群	
320	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	
321	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	
322	慢性再発性多発性骨髄炎	
323	慢性膵炎	○
324	慢性特発性偽性腸閉塞症	
325	ミオクロニー欠神てんかん	
326	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	
327	ミトコンドリア病	
328	無虹彩症	
329	無脾症候群	
330	無βリポタンパク血症	
331	メープルシロップ尿症	
332	メチルグルタコン酸尿症	
333	メチルマロン酸血症	
334	メビウス症候群	
335	メンケス病	
336	網膜色素変性症	
337	もやもや病	
338	モワット・ウイルソン症候群	
339	薬剤性過敏症症候群	○
340	ヤング・シンプソン症候群	
341	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
342	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	
343	４p欠失症候群	
344	ライソゾーム病	
345	ラスムッセン脳炎	
346	ランゲルハンス細胞組織球症	○
347	ランドウ・クレフナー症候群	
348	リジン尿性蛋白不耐症	
349	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	○
350	両大血管右室起始症	
351	リンパ管腫症/ゴーハム病	
352	リンパ脈管筋腫症	
353	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	
354	ルビンシュタイン・テイビ症候群	
355	レーベル遺伝性視神経症	
356	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	
357	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
358	レット症候群	
359	レノックス・ガストー症候群	
360	ロスムンド・トムソン症候群	
361	肋骨異常を伴う先天性側弯症	

経過的に対象となっている疾病

○　下表の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日までにすでに障害福祉サービス等※の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

※障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業
（障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む）

①　平成27年１月１日以降に対象外になった疾病

疾病名
劇症肝炎
重症急性膵炎

②　平成27年7月１日以降に対象外になった疾病

疾病名	疾病名
肝外門脈閉塞症	視神経症
肝内結石症	神経性過食症
偽性低アルドステロン症	神経性食欲不振症
ギラン・バレ症候群	先天性QT延長症候群
グルココルチコイド抵抗症	TSH受容体異常症
原発性アルドステロン症	特発性血栓症
硬化性萎縮性苔癬	フィッシャー症候群
好酸球性筋膜炎	メニエール病

③　令和元年７月１日以降に対象外になった疾病

疾病名
正常圧水頭症